

## 公益財団法人広智奨学会 2024年度 奨学生募集要項

### 1. 趣旨

当財団の奨学金制度は、経済的な理由により学費の支弁が困難な理工系学部  
に在籍する大学生に向けて返還不要の奨学金を給付することで、将来社会に  
貢献し得る有為な人材育成と学問の奨励を図ることを目的としています。

### 2. 特徴

この奨学金の特徴は、次のとおりです。

- (1) 当財団の奨学金は、返済の義務はありません。
- (2) 奨学金を受給したことにより、当財団を支援する企業への入社等の付帯  
義務を負うものではありません。
- (3) 他の奨学金制度に応募し、又は他の奨学金制度を現に利用している場合  
であっても、応募資格を有するものとします。

### 3. 応募資格

この奨学金の応募資格は、次のすべてに該当する者とします。

- (1) 日本国内の大学の理工系（文部科学省の学科系統分類表に定める大分類が、  
理学、工学に限る。）学部 に在籍する大学2年生～4年生であること。  
ただし、通信教育課程及び夜間学部生を除きます。

※文部科学省の学科系統分類表

[https://www.mext.go.jp/content/20200330-mxt\\_chousa01-001412325\\_4.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200330-mxt_chousa01-001412325_4.pdf)

- (2) 日本国籍を有すること。
- (3) 学業・人物ともに優秀であり、健康であること。

### 4. 奨学生の採用予定人数

**2024年度（令和6年度）の採用予定人数 49名程度**

### 5. 奨学金の額と給付の方法

- (1) 給付金額

月額30,000円

(2) 給付の期間

2024年4月から、原則として正規の最短修業年限までの期間

- ・ 大学2年生：2024年4月～2027年3月（最長3年間）
- ・ 大学3年生：2024年4月～2026年3月（最長2年間）
- ・ 大学4年生：2024年4月～2025年3月（最長1年間）

(3) 給付の方法

奨学金は、原則として3か月分を3か月ごとに本人名義の銀行口座に振りこみます。ただし、給付初年度の4月～9月分は、まとめて9月末頃給付します。

6. 応募方法

- (1) 次の「7. 提出書類」に掲げる書類を、各大学の奨学金担当窓口へ提出してください。
- (2) 学生個人から当財団への直接応募は受け付けておりません。
- (3) 各所定様式については、所属大学の奨学金担当窓口からコピーを入手するか、当財団のホームページからダウンロードしてください。

7. 提出書類

- (1) 奨学生願書・履歴書（所定様式 Wordファイル）
- (2) 前年度分の成績証明書（コピー不可）
- (3) 標準化GPA計算書（所定様式 Excelファイル）  
記載方法をよく読み、(2)の成績証明書を基に記載。
- (4) 学校長等の推薦書（所定様式 Wordファイル）  
推薦理由欄は、なるべく応募者を直接指導する方が記載。
- (5) 在学証明書（コピー不可）
- (6) 住民票の写し（コピー不可）  
同一生計の世帯全員分で、マイナンバーの記載がないもの（直近3か月以内に取得したもの）
- (7) 所得証明書類  
父母等家計を支えている者（2名以上で家計を支えている場合は、それぞれの）に係る2023年分所得税の確定申告書のコピー（給与収入のみである場合には、給与所得の源泉徴収票のコピー）
- (8) 個人情報取扱いに関する同意書（所定様式 PDFファイル）

8. 応募締切日

各大学の奨学金担当部署から当財団への提出期限は、**2024年6月3日(月)**とします（当財団事務局必着）。

## 9. 選考及び採用通知

- (1) 当財団の奨学金選考委員会にて、願書の記載内容、学業成績及び家計状況などを総合的に評価し、書類審査により選考します。
- (2) 必要に応じて面接を実施する場合があります。また、提出書類の記載内容確認のために、当財団事務局から電話連絡をさせていただく場合がありますので、ご協力をお願いいたします。
- (3) 採用通知は、2024年8月中旬頃に大学及び本人宛に郵送します。

## 10. 奨学生の義務

当財団の奨学生に採用された学生には、以下の事項を義務として順守していただきます。

- (1) 進級時及び給付期間終了時に成績証明書及び生活状況報告書(所定様式)を提出すること
- (2) 氏名、住所、連絡先等に変更がある場合や、留年、休学、留学、転学若しくは退学又は長期欠席等をする場合は、事前に異動届出書(所定様式)を提出すること
- (3) この他「11. 奨学金の停止又は廃止」に掲げる事実が発生した場合は、速やかに報告すること

## 11. 奨学金の停止又は廃止

奨学生が次のいずれかに該当することとなったときは、奨学金の給付を停止又は廃止をすることがあります。また、当該奨学生において、故意若しくは重大な過失による違約・違反が認められた場合には、奨学金の一部若しくは全部の返還を求めることがあります。

- (1) 留年、休学、留学、転学若しくは退学したとき、又はやむを得ない事情がなく大学を1か月以上にわたって欠席したとき
- (2) 学業又は性行などの状況により指導上必要があると認めたととき
- (3) 傷い疾病などのため成業の見込みがなくなったとき(廃止)
- (4) 学業成績又は操行が不良となったとき(廃止)
- (5) 奨学金を必要としない理由が生じたとき(廃止)
- (6) 応募書類について故意若しくは重大な過失による違約、違反が認められたとき(廃止)
- (7) 在学する大学における学籍を失ったとき(廃止)
- (8) 当財団の事務局と連絡が取れなくなったとき、又はその指示や指導に従わなかったとき(廃止)
- (9) 当財団の理事会で給付を廃止すべきと認められたとき(廃止)

- (10) 上記「10. 奨学生の義務」に違反したとき（廃止）
- (11) この他、奨学生として適当でない事実があったとき（廃止）

12. その他

応募書類の返却はいたしませんので、ご了承ください。

**公益財団法人広智奨学会**

〒812-0025

住 所 : 福岡市博多区店屋町3番22号  
(OCHIホールディングス株式会社内)

電話番号 : 092-292-0616

E-mail : jimukyoku@kochishogaku.net

U R L : kochishogaku.net

以上